

## 第 21 期第 10 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録 (HP 案)

日 時 令和 3 年 12 月 21 日 (火) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 08 分  
場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

(1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について (資料 1)

#### 2 報告事項

(1) 令和 3 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会書面表決結果  
について (資料 2)

(2) 水産業活性化指針の改定素案について (資料 3)

#### 3 その他

(1) 令和 4 年 2 月及び 3 月の委員会開催日程について

(2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、船木副技幹、中川技師

## 議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

委員の皆様のお出席状況ですが、本日は委員 10 名中 10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いいいたします。

議長

それでは、ただいまから第 10 回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の議題ですが、指示事項が 1 件、報告事項が 2 件、その他となっております。

それでは議事に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。本多委員、津谷委員、よろしくお願ひします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、指示事項(1)の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止について」を議題といたします。

何か補足説明がありますか。

補足がないということですので、御質問、御意見ありましたらお願ひします。

安藤委員

今現在、昨年度に出した指示が生きているわけですが、要望書等書いているとおり、各漁業権の管理者において、看板を出したり、あるいは広報したりするということになっているのですが、それがどのように行われているのかという実態を教えてくださいたいのですが。

事) 角田代理

今日、組合からお見えの委員の方もいらっしゃいますので、御存知の範囲内でお話いただければと思いますが、川崎河川漁協につきましても、周知に関してはビラ等用意して、監視のために回っている方々が現地で指導していると聞いております。バス釣りの方々が多く来るとのこと、多摩川の両岸の漁協で周知を図っているというふう聞いております。以上でございます。

議長

篠本委員、お願ひします。

篠本委員

酒匂川では、組合のホームページ等でも広報をしております。あとは監視員がそういう話になった場合には、指示内容を指導しているところです。現実的には酒匂川はバスの情報等は非常に少ない。以前に下水道処理液がどう影響を及ぼすかという観点での魚類調査を行いました。小田原地区で投網にバスが 1 尾採捕された。いわゆるバス釣りをやるような環境ではあ

りませんが、今後、密放流等がないように指導をしていきたいと思っております。以上です。

本多委員

相模川漁協ですけど、特に監視員さんが巡回している時に、そういう方を見かけたら、指導していると思うんですけど。その程度しかちょっとわからないんですけど。

細川委員

早川は、相模川や酒匂川のように緩い流れではないので、バスに関してはいいです。それから、ニジマスを放流するときにイワナが混じって入ってしまうのもあって、イワナについては大概釣れてしまいます。今のところ、外来魚種はいないような気がします。以上です。

平田委員

芦ノ湖はホームページ、フェイスブック等で告知しておりまして、あと、各湾の主要な部分に委員会指示の文面をそのままパウチして見られるように張り付けてあります。

私は湖尻にありますが、湖尻の場合はうちの建物の横に見えるように掲示しています。各ボート店も生体持ち出し禁止も周知しておりますので、徹底はされていると思います。以上です。

議長

他には何かありますか。

ありがとうございます。

安藤委員

各漁協や監視員の方に漁業権漁場でバスが釣れたということで持ち込まれたりとか、あるいは警察からこの委員会指示についての照会があったりとか、そういう実績や実態はこの1年間にあったのでしょうか。

事) 角田代理

県の方にそういった問合せや通報があったというような話は入っておりません。

安藤委員

各漁協もそういう持ち込まれたとか、届けられたとかは、特にはない。

お聞きしたのも多摩川でさっきおっしゃったようにバス釣りの方が多いいい話を聞いていますし、あと相模川は、近いのでよく川岸を通るんですけど、特に夕方辺りバス釣りの人が結構たくさんいらっしゃるんですね。だからあれだけバス釣りの方がいて、バスをぶら下げて歩いているのを見たことないんですよ。ということは釣れていないのか、放しているのか、どちらかだということになると思うんです。ちょっと、委員会指示を出しているにもかかわらずどうなのかなと気になったんで、今お聞きしました。漁協に持ち込まれることもないし、相談もないし、現実にあれだけ釣り人がいて、その処分しているのを見たこともないというのがね、ちょっと効果としてどうなのかなという気はしています。例えばアユとかウナギの採捕の違反をするとか、地元の警察の方から問合せがあったり、あるいは事情聴取したりという

のを結構聞きますが、これに関してはないということで、何かせつかく毎年ずっと出しているようなので、もうちょっと実際の効果を上げていると実感できるようなことが何かないかなっていう気がしたので、こういう質問しました。

議長

何か回答ありますか。

事) 角田代理

今回、いくつかの漁協に要望書をいただいている関係もあるので、状況をお聞きしたところ、多摩川では釣りをしていることは多いが、そういったことを言って回って、やってもらっているので、ある程度効果もあり、量が強く増加傾向にあるという感じは持っていないと言っていました。川崎河川の要望書を見ると、かなり現状が切迫しているようなイメージが文面から感じられたので、確認するため聞いてみたのですが、お客様は多いし、バスを目当てに来ると思うんだが、委員会指示等の規制が功を奏してなくて、増えているという感覚がなく、一定の効果を上げているような感じがするという話がありました。

他の組合さんに尋ねても、現実問題そう増えてきているという感じがあるという認識の話は、聞いている中では出てなかったです。

安藤委員

現実には先程申し上げたとおり、バス釣りの方が多いのは相模川だと思うのですが、できれば委員会指示が出ているということと、これに違反した場合はどうなるというようなことが、釣り場に下りていくあたりのあちらこちらにあって、それを読めば多少は正直な釣り人ならちょっと遠慮したり、それこそ釣ること自体を遠慮するのか、釣ったバスを放すのを遠慮するのか分かりませんが、多少は効果があるのかなあと思います。

今現在、委員会指示に関するその看板みたいのは出てないんですかね。

これはお願いのレベルになりますが、いろいろな釣り人と話をする機会があるのですけれど、多摩川の方はよく分かりませんが、相模川だからといって再放流してはいけないということはないというか、持ち出さなければ良いんだと、再放流する分には良いんだというような認識をどうもバス釣りの方がお持ちのようなんです。漁業権漁場だから釣ったバスを放してはいけないという認識を持っていないみたいなんです。これを放す分には構わないんだ。俺は別に持ち出さないよと言っている方がいらしたので、もうちょっと再放流をしてもいけないんだという認識を植え付けないといけないのかなという気がしたので、これはお願いなんです。現実にはたくさんいらっしゃるところで、そういう広報ができれば、折角出す指示なので、効果を上げられるのかなという気がしたので、できる範囲でやっていただければ良いのでは

ないかというのが私の意見です。

議長

回収ボックスを設置しているところはないですか。

篠本委員

多摩川で昔設置していましたね、お魚ポストをね。

議長

あれは無くなってしまったのですかね。

篠本委員

最近あまり聞かないですけどね。

萩原委員

今、安藤委員から相模川について、釣り人が多いというようなお話がございましたけども、相模川については上流部と下流部に分けますと、下流部の方については、バスが比較的多いのかなと思います。ただ、漁連の方で外来魚の駆除を年2回ぐらい実施していますが、その時に外来魚として上がってくるのがブラックバス、ブルーギル、それと雷魚が入るわけですが、バスについては比較的量はそんなに多くございません。現状としては以上です。

議長

津谷委員、何か。

津谷委員

今のお話と全然変わってしまいますが、今回指示すること自体は賛成なんですけど、この指示についての神奈川の特別な内容として、資料1の4ページの各県の指示の状況で比較して見た場合に、生体持ち出しの禁止を神奈川だけが指示の中でやっているという特色があるので、そこが今回の指示をどうするか、相変わらずその生体の持ち出し禁止の内容まで入れるのかどうか、一つのやっぱり争点だと思います。

私としては、それは継続した方がいいという結論ですけども、なぜ神奈川だけが生体の持ち出しの禁止までを指示の内容に入れているかについての説明を県の方から記録に残る形でしておいていただけますでしょうか。

事) 角田代理

2ページを御覧いただきたいのですが、もともとは委員会指示で再放流や持ち出しを禁止しようというところから外来種の対策がスタートしました。最初にこの委員会指示を出したところは、外来魚の再放流の禁止と生体の持ち出しの禁止とが両方セットで規制が始まり、そのあと国の法律ができたところなんです。

その後、他の都道府県委員会指示は、国の法律が出てきたときに、改正の中でこの生体持ち出しの項目を落としていった経過があるようですが、当時の議事録などを見ると、落としてしまうとやっても良いというように思われてしまう、規制が緩くなったというふうに思われてしまうので、このまま残しておくことにしました。ですから他の委員会指示でもありましたが、国の法律と二重に規制することにはなるのですけれども、残しておこうということで、残っております。以上です。

議長

よろしいですか。

津谷委員

前回、御説明だと4点理由があって、外来種法とその漁業法に基づく今回の指示とは、目的が異なるので、二重の規制にはならないということと、漁業法の指導の根拠になると考えられるということ、今おっしゃった規制削除することは委員会としての姿勢の後退と見られるということと、4点目が移植目的ではなく持ち出した後の密放流を防ぐという観点から生体持ち出しそのものを禁止することには意義があるという4点の理由から神奈川県としては、独自に生体持ち出しの禁止も指示の内容に入れるということにしたという御説明だったかと思うのですが、これは今回にも当てはまるということで、生体の持ち出しの禁止までを指示の内容にすることに私は賛成です。

前回、御説明いただいているのですが、ちょっと他県とは違う特殊な規制になりますので、その都度この理由については確認して記録に残しておいた方がいいと思いますので、質問させていただきました。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

同じところで確認ですが、その後、これに関して水産庁から重ねての削除の指示や削除を促すような通知等、そういうものは一切ないですか。

事) 角田代理

委員会指示についてはありません。

議長

何か他にございますか。

安藤委員

最後にもう1点ですが、生体持ち出しの禁止というのが神奈川が特別なケースという話があったのですが、その他に委員会指示期間が1年間だけというのも結構少数派なんですね。他の県を見ますと、2年間、3年間、16年間とか、期限を定めない方が多いですね。

1年だけというのは割に短いというか毎年やらなければなりません、ここは、やはり1年にした方が良いのかどうか。それで今話を聞きながら考えたのですが、神奈川の事情で他県と違うところを付け加えているので、敢えて1年間でやった方がいいということなのかと思ったのですが、その辺の事務局の考え方を教えていただければと思います。

事) 角田代理

委員会指示そのものが、その地域に応じたとか、河川ごとの事情に応じたということで、法律や県の調整規則等を補完するだとか、そのケースに応じたものを機動的にできるっていう利点があるという意味で、海区委員会でもそうですが、神奈川の指示は指示期間1年で出しているものが多いので、そういったやり方にしています。

以前もそういう機動的な意味合いもあるので、指示期間が長かったものを短くしたようなケースや、逆に海区では本当に全く動く要素がないというものは長くしたりしたものもありますが、神奈川については、その委員会指示

の本質的なところを捉えて、1年や短い期間ですつときております。

確かに安藤委員がおっしゃったとおり、特に本件につきましては、今、御議論いただいているように特殊性がありますので、そういう意味からも1年間とするケースだったのかなと改めて思ったところ です。以上です。

安藤委員

最初にいろいろお話をさせていただいたとおり、この委員会指示の効果が今どうかとか、これの適用の実態がどうかという話が毎年この場でできますので、私はもうこのまま1年の方がいいのかなという意見です。以上です。

議長

毎年確認の意味も込めて、経緯や理屈の部分をもう少し分かりやすいような資料を毎回付けられればと思います。よろしくお願ひします。

長塚委員

もし釣り人がバスを狙ったわけではないのにバスを釣った場合、生体持ち出しが駄目で再放流も駄目だとすると、その釣れたバスはどうしたらいいんですか。殺して、河原に置くということですか。

事) 角田代理

殺処分していただくことになります。

長塚委員

それで殺処分して、持ち帰り禁止だから河原に置くということですか。

事) 角田代理

殺処分した上で、持ち帰っていただくことになります。

長塚委員

持ち帰る。

事) 角田代理

はい。

長塚委員

分かりました。

議長

滋賀県等では、これを徹底するため、護岸に幾つか回収ボックスというのがあって、釣ったら全部ここに入れてくださいということを今でもやっています。こういうのができれば、少しは親切かもしれませんね。

他にございませんか。

ないようでしたら、原案のとおり1年の期限で委員会指示を発動するというので、決定してよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決めます。

それでは続きまして報告事項の(1)「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会書面表決結果について」を事務局から説明をお願いします。

事) 角田代理

【資料2により説明】

議長

何か御意見、御質問ありますでしょうか。

何回か議論していただいた議案の最終事務手続ですので、よろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長 　　では、報告が了承されたということで、続きまして、(2)の「水産業活性化指針の改定素案について」を議題としますので、追加説明をお願いします。

水) 船木副技幹 　　【資料3により説明】

議長 　　水産業活性化指針の改定素案についての報告がありましたが、何か御質問、御意見ありましたら、どうぞお願いします。

安藤委員 　　5ページの真ん中辺りに新規加入漁業就業者数とありますが、これは内水面の漁業者は対象になっているのでしょうか。

水) 船木副技幹 　　入っていません。

安藤委員 　　海面だけです。

水) 船木副技幹 　　はい。

議長 　　他に何かありますか。

津谷委員 　　この会議でもしばしば話が出るのですが、ダムからの放流が少なく、河川の水量の維持ができないということで大変困っていると聞いています。3ページの上の方、内水面の漁場環境のところ、対応の方向として、「科学的な知見に基づく漁場保全や再生について、河川管理者などの関係者と連携した取組」ということで、多分この中に調整の問題は入ってくるのかなと思います。具体的には水量の維持、管理について、河川管理者とはどういう形で調整を取ることができるのでしょうか。

議長 　　何か回答ありますか。

委員の方から何か実例等、御存じであれば。

篠本委員 　　酒匂川漁協ですが、多分同じようなことを求められていると思うのですが、酒匂川でいわゆる営業的に大事な漁業権魚種であるアユがいます。聞いた話ですが、そのアユ等の水生動植物が最低限の生活ができる水量、それを維持流量ということを知りました。どういうふうにするかというところ、相手は例えばダム管理事務所や東京電力といった、その利水の関係の人たちが、酒匂川にいる生き物に対してどの程度の最低の水量が年間通して必要かというものを決めているんだそうです。

場所によってその水量も変わってしまうので、ピンポイント的に3、40キロある河川について、その各々の現場の水量を量るんですね。そして最終的にダムはこのくらい、東京電力はこのくらいの水を横に引っ張ってもその水量が足りるだろうというところを決めているんだそうです。以上です。

津谷委員 　　観念的にはそうなのですが、現実的にそれができるかという問題で、その調整が河川管理者と必要になってくると思うのですが。



篠本委員

先ほどの話の続きですが、河川管理者の県西土木事務所小田原土木センターに聞くと、あまり水の量は関心ないようです。それで、現実には放流時にこれでは魚の背中が出ちゃうような水量もあるんですよ。もっと極端に言うと、溪流魚の場合はひどいものです。維持流量も何も水がゼロです。ですから、この辺の河川管理者と水のどうこうは、毎年ですが。要は雨が降ればいいんです。一番、簡単な話ですが、それは自然のことなのでなかなか難しい場面がありますけど、科学的知見とかと言っても、現実には水量の調整というものは、取ったもの勝ち的な状態です。そんな状況です。

津谷委員

折角このプランで関係者と連携した取組ということを書いてくださっているんで、その調整を図る場、いろいろ話し合いができる場というのを個々の漁協さんとその現場の人とやるのではなく、そういう場を県、水産課のところで作っていただくようなことはできないんでしょうかというお願いなんです。

篠本委員

現実にはそこに組合が関わっていません。

議長

河川協議会というシステムがあるようですが、神奈川県は作ってないんですよ。

滝口水産課長

ちょっと手元に資料はございませんので、もう一度改めて御説明をする機会を設けさせていただきたいと思いますが、例えば、酒匂川、相模川、それぞれやはり水道水として取水している。そのためにはダムがあり、また取水堰があり、その中で先ほど委員からもあったように最低限の流す量があります。それが例えば、どこそこの取水堰で、例えば何トン取水するといった計画が決まっております。最終的にはそういう中でちゃんと水が涸れないような計画を作るわけですが、計画を新たに作る時や変更するときには必ず漁業権者の御意見等も伺いながら策定するシステムにはなっていると思います。

その計画の名前も含めまして、現状について改めて御報告させていただけたらと思っております。手元にちょっと資料がないものですので、今回この場では御了解いただければと思います。

議長

また次回以降に機会を作って勉強会のような形でお願いしたいと思います。よろしいですか。

滝口水産課長

はい。

萩原委員

この問題、いわゆる河川管理者等の関係者との連携した取組、河川の環境、漁場の環境整備につきましては、台風が大型化しており、相模川については台風の被害を相当受けています。それに伴って河川管理者が工事をする

わけですが、もう我々漁業者にとっては考えられない改修をするんですよ。現実として、アユが棲めないです。漁協の組合連合会で許可をするんですけども、河川管理者、工事をする側とのいわゆる話し合いといいますか、そういうものが現実には十分されてないんです。その辺の認識を是非、御承知いただきたいと思います。だから何らかの形で河川管理者に対して御意見が言えるのであれば、是非そういう部分について言っていただきたいなというふうに思います。以上です。

議長

よろしく申し上げます。

他に何かありますか。

津谷委員

4ページで新たな取組というところで、(ア)の国内最大規模の養殖事業誘致の取組とありますが、これはまだこれからという話ですか。もう計画が具体的に進んでいるんですか、何かできつつあるのですか。

水) 船木副技幹

事業実施はこれからになります。昨年度、この検討協議会を立ち上げまして、検討を進めてきておるところです。

県としては陸上養殖ではなく、海上に生簀を浮かべるタイプの養殖施設の誘致というものを考えております。エリアとしては相模湾側を考えてこれまで話を進めてきたところ、大手水産会社や設備会社等にも入っていただいていろいろ御意見を頂戴してきたのですが、やはり相模湾というところは非常に養殖には厳しい。波浪もありますし、2年前のような大型台風も直撃するのを見てしまっているものですから。そもそも魚類養殖の生簀を浮かべることができるのかとか、そういう環境に耐えられる生簀が造れるのかとか、そういうところで今議論がなかなか進まない状況になっているというのが正直なところでございます。

ただ県としては、一度こういうことを提案させていただいておりますので、引き続き協議会を通じて、参画を希望する企業に手を挙げていただけるように説明を尽くしていきたいと考えております。以上です。

津谷委員

この会議体としての意見ではなく、個人的な意見ですが、国内のインフラ施設に、外資規制をきちっとしていないということで外資が様々入り込んでいます。養殖事業に関しても食料安全保障という観点から大規模なインフラ施設への外資参入の規制というのは是非検討していただきたいというのが意見です。

水) 船木副技幹

当然、国内企業を中心に誘致は考えております。更に言えば、なるべく神奈川県内の企業に入ってもらいたいということはあるのですが、ただ生簀を造れる会社は限られておりますので、少なくとも国内企業で

議長

何とかやっただけのように県としても考えてはいるところです。

他に何か質問ございますか。

ないようでしたら、報告事項でもありますので、また決まりましたら報告等をお願いします。本日のところはこれで御了承していただきたいと思えます。

委員一同

(了 承)

議長

次に、その他で参考資料等も配ってございますが、何か委員の皆さんから御発言があれば、いいですか。

ないようでしたら事務局、水産課が何かありますか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。